

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本楽団における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は次の通りとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めものをいう。

(5) 個人情報ファイル

個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(6) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(7) 団員

本楽団に所属する者をいう。

(8) 特定個人情報等の適正な取扱い

特定個人情報等の適正な取得、安全管理措置、保管、利用、提供、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 この規程は団員に適用する。

2 この規程は、本楽団が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

(特定個人情報基本方針)

第4条 本楽団における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。

(1) 本楽団の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文

(2) 特定個人情報の利用目的

(3) 特定個人情報の安全管理措置に関する事項

(4) 特定個人情報の楽団内体制に関する事項

(5) 問い合わせに関する事項

2 基本方針は、団員に周知するものとする。

第2章 管理体制

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 本楽団において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

(1) 法定調書作成事務

(特定個人情報保護責任者)

第6条 本楽団は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報保護責任者を設置するものとし、その責任者は団長とする。

2 団長は、次の各号に掲げる事項その他本楽団における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

(1) 第4条に規定する基本方針の策定、団員への周知

(2) この規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認

(3) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進

(4) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施

(5) 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当部門)

第7条 本楽団は、次の部門において特定個人情報等に関する事務を行うものとする。

(1) 法定調書作成に関する事務部門

(事務取扱担当者)

第8条 本楽団における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者をマネージャー(会計担当)(以下、「会計担当」という。)とする。

2 会計担当は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。

(1) 取得した特定個人情報等を含む書類等(磁気媒体及び電子媒体(以下、「磁気媒体等」という。)を含む。)は、会計担当において安全に管理する。

(2) 会計担当は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。

3 会計担当は、特定個人情報等を取り扱う機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。

4 会計担当は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録するものとする。

(管理区域及び取扱区域)

第9条 本楽団は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため、特定情報ファイルを管理する区域(以下、「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下、「取扱区域」という。)を明確にする。

2 管理区域及び取扱区域は、会計担当の自宅に限定するものとする。

3 会計担当は、管理区域及び取扱区域について、可能な限り安全管理措置を講じるものとする。

(団員の教育)

第10条 本楽団は、団員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

(団員の監督)

第11条 本楽団は、団員が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第12条 団長は、本楽団における特定個人情報等の取扱いが関係法令及びこの規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2 団長は、執務記録の内容を定期的に確認する。

(体制の見直し)

第13条 本楽団は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について

見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第14条 本楽団における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2 団長は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第3章 個人番号の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第15条 本楽団は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第16条 本楽団は、本人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき最も合理的な方法で本人確認を行うこととする。

2 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、必要に応じて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

(本人確認書類の保存)

第17条 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

(個人番号の利用)

第18条 本楽団は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。その他の場合は、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本楽団が保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 本楽団は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

第4章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管又は管理)

第20条 本楽団は、第5条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。

(1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するか、又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。

(2) 特定個人情報等を取り扱う機器については、標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により使用できる者を会計担当に限定するよう努めるとともに、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入する。

(3) 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。

- (4) 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえでこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。
 - (5) 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。
 - (6) 特定個人情報等を含む書類であつて、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。
- 3 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

(特定個人情報等の持出し等)

第21条 本楽団において保有する特定個人情報等を持ち出すときは、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。
- (2) 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。
- (3) 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器で持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

第5章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

第22条 本楽団で保有する特定個人情報等の提供は、第5条に規定する事務に限るものとする。

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず本楽団で保有している特定個人情報等を提供することができる。

(開示、訂正)

第23条 本楽団で保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があつたときは、速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第24条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 廃棄、消去

(特定個人情報等の廃棄、消去)

第25条 本楽団は、第20条第1項に規定する保管期間を経過した書類等について、次のとおり速やかに廃棄する。

- (1) 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、裁断、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- (2) 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。
- (3) 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

(廃棄の記録)

第26条 本楽団は、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。

第7章 その他

(所管官庁等への報告)

第27条 団長は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定

個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

(罰則)

第 28 条 本楽団は、この規程に違反した団員に対して倉敷管弦楽団規約に基づき処分を行う。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 1 月 9 日より施行する。

【マイナンバーに関する業務のフロー】

手順	担当者等	作 業 内 容
①	インスペクター、 パートマネージャー	支払先の選任（声をかけるときに、源泉徴収を行うこと、マイナンバーを提供してもらう場合があることの 2 点を伝達しておくこと。） 会計担当に支払先の住所等の情報を伝達
②	会計担当	支払先にマイナンバーの提供を依頼することがある旨通知 練習時等に支払先の本人確認を実施（⑤参照） ・本楽団のエキストラは、これまで何度も依頼している方が主であるため、基本的に知覚による身元確認（※）により本人確認を行い、必要に応じて運転免許証等により本人確認を行う。 ・客演指揮者やソリストは、以前にも来ていただいた方は知覚による身元確認により、それ以外の方は運転免許証等により本人確認を行う。 ・アルバイトについては、年間の支払金額が 5 万円を超えるケースがないことから、マイナンバーを収集する必要はない。 ※「知覚」（見て判断）することにより本人に相違ないことを判断すること。
③	会計担当	支払先への報酬の支払状況を一覧表に整理
④	会計担当	年間の支払合計金額が 5 万円を超える、又は超えそうな支払先に対し、マイナンバーの提供を依頼する文書を送付（切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
⑤	支払先	所定の様式により、会計担当にマイナンバーを提出 ※本人確認は②で行っているため、このタイミングでは不要
⑥	会計担当	⑤で入手したマイナンバーを支払調書で使用できるよう整理するとともに、マイナンバーを厳重に管理
⑦	会計担当	支払調書等を作成（支払調書等に収集したマイナンバーを記載）し、税務署に提出